

2010年11月5日現在

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2010年版 出る順行政書士 **ウォーク問過去問題集①法令編**』第1刷の記載内容につきまして、訂正箇所がございます。

同書の**第1刷**（「奥付」をご確認ください）をお持ちの方は、大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

GD08360『2010年版 出る順行政書士 **ウォーク問過去問題集①法令編』第1刷**

訂正箇所	誤（×）	正（○）
(p. 30) 問8 肢5【解説】	指紋押捺制度は、現在 完全に 廃止されている。	外国人登録法 の指紋押捺制度は、現在廃止されている。
(p. 61) 問17 肢4【解説】	裁判所の審査に服するとしている（最大判 35. 10. 9 ）。	裁判所の審査に服するとしている（最大判 35. 10. 19 ）。
(p. 231) 問76 肢5【問題】	5 抵当権設定登記後にBが同抵当建物をHに賃貸してHがその旨の登記を備えた場合、抵当権実行による買受人Iからの明渡請求に対して、 賃貸人 Hは、明渡しまでの使用の対価を支払うことなく、6ヶ月の明渡猶予期間を与えられる。	5 抵当権設定登記後にBが同抵当建物をHに賃貸してHがその旨の登記を備えた場合、抵当権実行による買受人Iからの明渡請求に対して、 賃借人 Hは、明渡しまでの使用の対価を支払うことなく、6ヶ月の明渡猶予期間を与えられる。
(p. 232) 問76 肢1【解説】	1 正 そのとおり。抵当権設定時に存した従物（87条1項）には抵当権の効力が及ぶ（370条，最判昭44. 3. 28参照）。もともと、従物というためには 従物が主物と同一の所有者に帰属しなければならない 。本件建物内のテレビは Bの所有物 であるので、従物にはあたらず、抵当権の効力は及ばない。	1 正 そのとおり。抵当権設定時に存した従物（87条1項）には抵当権の効力が及ぶ（370条，最判昭44. 3. 28参照）。もともと、従物というためには 主物の効用を助けるものでなければならない 。本件建物内のテレビは 建物の効用を助けるものではない ので、従物にはあたらず、抵当権の効力は及ばない。
(p. 234) 問77 肢ア【解説】	これによって根 底 当権が確定的に消滅するわけではない。	これによって根 抵 当権が確定的に消滅するわけではない。
(p. 240) 問79 肢1【解説】	履行遅滞後は、債務者の責任が 過重 され、	履行遅滞後は、債務者の責任が 加重 され、
(p. 248) 問81 肢イ【解説】	さらに、直接自己への引渡しも請求できる（大判昭 7. 6. 21 ）	さらに、直接自己への引渡しも請求できる（大判昭 10. 3. 12 参照）。

訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 278) 問 90 肢ウ【解説】	ウ 妥当でない 判例は、不動産賃借権であっても、対抗要件を備えたものについては、物権と同様に、排他性を持つに至るので、妨害排除請求権を認めている (最判昭 28.12.28)。	ウ 妥当でない 判例は、不動産賃借権であっても、対抗要件を備えたものについては、物権と同様に、排他性を持つに至るので、妨害排除請求権を認めている (最判昭 28.12.18)。
(p. 302) 問 100 肢 4【解説】 NEW!	そして、Bは従業員の過失により住宅を半焼させており、 引き渡す債務を履行できない 。したがって、AはBに対して 履行遅滞による解除または債務不履行に基づく損害賠償請求 ができ (541条、415条)。	そして、Bは従業員の過失により住宅を半焼させており、 善管注意義務 (400条) に違反している 。したがって、AはBに対して 債務不履行責任 (415条) を追及 することができ、

(p. 361) 問 123 肢ウ【問題】

(※) **社会保険庁**は2010年1月に廃止されました。

(p. 393) 問 133【解説】ワンポイント・アドバイス

(※) **結核予防法**は2007年に廃止され、**感染症法**へ統合されました。

訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 434) 問 151 肢 2【解説】	「申請により求められた許認可等をする <u>かどうか</u> を	「申請により求められた許認可等をする <u>かどうか</u> を
(p. 480) 問 169 肢エ【解説】	口頭での不利益処分を禁止していない (行政手続法 8条 2項 参照)。	口頭での不利益処分を禁止していない (行政手続法 14条 3項 参照)。
(p. 555) 問 199 肢 5【解説】	所定の手続により請求に係る文書 <u>を</u> を閲覧し、	所定の手続により請求に係る文書 <u>を</u> を閲覧し、
(p. 595) 問 216 肢 5【解説】	5 妥当でない 最高裁判所は、本肢の場合において、パトカーによる追跡行為の 違法性を認めている (最判昭 61.2.27)。	5 妥当でない 最高裁判所は、本肢の場合において、パトカーによる追跡行為が 違法とされることがある としている (最判昭 61.2.27)。
(p. 605) 問 219 肢 5【解説】	判例は、犯罪の捜査および檢察 権 の公訴権の行使は、	判例は、犯罪の捜査および檢察 官 の公訴権の行使は、
(p. 628) 問 228 肢 2【解説】	法律またはこれに基づく 命令 により	法律またはこれに基づく 政令 により
(p. 634) 問 230 肢 1【解説】	地方公共団体の処理する 事務 には、自治 義務 と	地方公共団体の処理する 事務 には、自治 事務 と
(p. 728) 問 270 肢 3【解説】	と異なる場合には、売主および買主の	と異なる場合には、 買主が契約の解除をしたときであっても 、売主および買主の
(p. 740) 問 275【解説】	その営業から 商 ずる利益の分配を約する契約である (535条)。	その営業から 生 ずる利益の分配を約する契約である (535条)。

(p. 823～824) 問 307 【問題・解説】

(※) **財団法人**は、④**準則主義**に変更されている（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 163 条）ため、本問は「**解なし**」となります。

以上のおおりに、訂正してお詫びいたします。制作上の不手際によりご迷惑をおかけし、まことに申し訳ございません。なにとぞよろしくお願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部